

福島市公告第336号

プロポーザル方式にかかる手続き開始の公告

福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業に係る事業者を選定するため、下記により提案書の提出を招請します。

令和7年12月8日

福島市長 馬場 雄基

1 事業の名称

福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業

2 事業の概要

(1)目的

福島市役所庁舎棟1階・2階フロアの混雑緩和、利用環境の向上、窓口の運営管理を円滑に実施し、市民サービスの向上を図ること、広告表示を取り入れることで設置費用及び運営経費等削減を図ることを目的に、広告付窓口番号案内表示システムを設置し、運用する事業者を選定する。

(2)事業計画

令和8年2月契約又は協定(予定)

令和8年5月6日設置(予定)

※具体的には協議により決定する。

(3)事業内容

別紙「福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業仕様書」のとおり

(4)事業を行う施設及び設置場所

福島市五老内町3番1号 福島市役所庁舎棟1・2階

市民課総合窓口、国保年金課窓口、市民税課窓口、待合ロビー一等

3 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市市民・文化スポーツ部市民課総合窓口係 担当:島貫、大鐘

TEL 024-525-3732

4 参加資格要件

- (1)自ら広告主の募集並びに放映する広告及び市政情報を制作することができ、外部広告機構において広告審査内容を審査できる体制が整えられ、事業を円滑に運用できる広告代理店であること。(個人代理店を除く。)
- (2)応募時点で、3年以上の事業実績を有する事業者で、福島市と円滑な連絡調整ができる地域(福島県内)に本社又は支社、営業所を有し、機器等のメンテナンスに迅速に対応ができること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)福島市暴力団排除条例(平成24年福島市条例第10号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。
- (6)市区町村税又は国税を滞納していないこと。
- (7)過去5年以内に地方公共団体において、広告付番号案内表示システム設置及び運用事業に類似した実績を5件以上有していること。
- (8)故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
- (9)本市の入札資格がない者、又は指名停止等の措置を受けている者でないこと。

6 参加手続き等

「福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業に係る企画提案募集要項」及び「福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業仕様書」を確認の上、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該募集要項、仕様書その他必要な書類等については、福島市ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。また、「3 担当部局」においても交付する。

7 事業者選定方法

審査は、福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業に関する事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という)が行い、提案書提出者の本業務に対する理解度並びに企画提案内容、業務実績、管理体制等を総合的に評価し、採点結果をもとに契約候補者及び次点者を決定する。

8 その他の事項

- (1)契約書作成の要否 協議による。
- (2)契約保証金 免除
- (3)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。